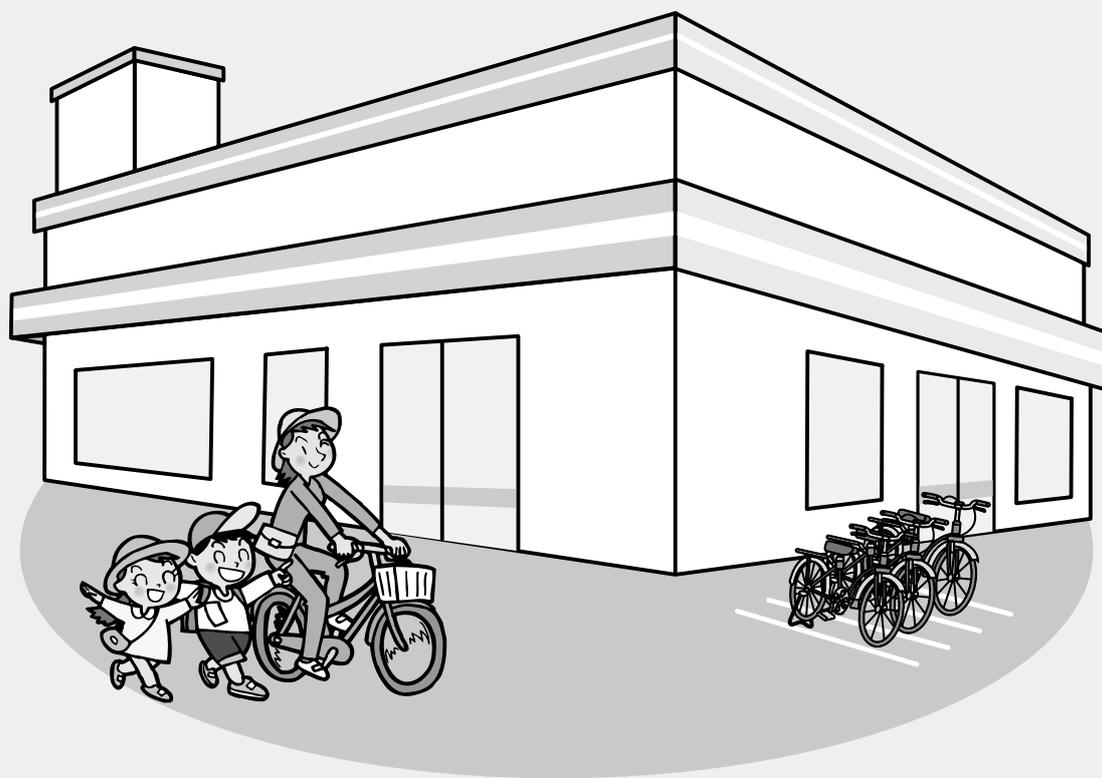


# 自転車等駐車場の附置義務について

熊本市自転車等駐車場の附置に関する条例が施行され、平成22年7月1日以降に新築又は増築の工事に着手する一定規模以上の施設は自転車等駐車場の設置が義務付けられます。





## 主旨

自転車は、通勤、通学、買物などのための最も身近な乗り物として日常の生活に欠くことのできない交通手段となっています。

また、地球温暖化の原因である二酸化炭素を排出せず、環境にやさしい乗り物として注目されています。

しかし、駅周辺及び市内中心部における放置自転車は、交通阻害などの様々な問題を招いています。

そこで、熊本市では安全で快適な歩行環境の確保や、交通の円滑化及び良好な都市環境を確保するため、「熊本市自転車等駐車場の附置に関する条例」を制定し、自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設「百貨店・スーパーマーケットその他小売店舗、銀行等の金融機関、遊技場、事務所又は官公署」について、一定規模以上の施設を新築又は増築する場合に自転車等駐車場の設置を義務付けました。（この条例の施行に伴い、対象となる施設の新築又は増築をされる場合は、自転車等駐車場の設置について事前の届出が必要になります。）



## 対象となる区域は…

自転車等駐車場を設置しなければならない「指定区域」は、都市計画法で定める商業地域及び近隣商業地域の全域です。



## 設置場所は…

この条例により設置される自転車等駐車場は、施設若しくは施設の敷地内、又は施設の敷地に到達するために移動する距離がおおむね 100 メートル以内の場所に設置しなければなりません。



## 設備は…

自転車等駐車場は、駐車部分の規模を駐車台数 1 台につき幅 0.6 メートル、奥行 1.9 メートル以上とします。ただし、立体式の自転車等駐車場その他ラック等の特殊な装置を用いる場合については、上記の規模以外でも可能です。

また、通路の確保その他の利用者の安全を確保するための措置を講じなければなりません。



## 自転車等駐車を設置しなければならない施設は

施設の用途	施設の規模	自転車等駐車の規模	店舗面積・施設面積の主な算定対象	算定対象としない床面積
百貨店、スーパーマーケット、その他小売店舗（飲食店業を除き、物品加工修理業を含む）〔百貨店、スーパーマーケット、ホームセンター、洋品店、雑貨店などの小売業〕	店舗面積が400㎡を超えるもの	店舗面積20㎡ごとに1台	売場、売場間の通路、ショーウィンドー、ショールーム、承り所、物品加工修理場その他これらに類すると認められるもの	従業員用の施設（更衣室、食堂など）、事務室、倉庫など
銀行その他の金融機関〔銀行、信用金庫、郵便局、金融商品取引業者、保険会社などの金融機関〕	店舗面積が500㎡を超えるもの	店舗面積25㎡ごとに1台	営業室、ロビー、応接室、ショーウィンドーその他これらに類すると認められるもの	従業員用の施設（更衣室、食堂など）、事務室、倉庫など
遊技場〔ぱちんこ屋、まあじゃん屋等風営法第2条第1項第4号、第5号に該当する施設〕	店舗面積が300㎡を超えるもの	店舗面積15㎡ごとに1台	遊技室、景品交換所その他これらに類すると認められるもの	従業員用の施設（更衣室、食堂など）、事務室、倉庫など
事務所又は官公署	施設面積が2,000㎡を超えるもの	施設面積100㎡ごとに1台	専ら利用者の利用に供する部分以外の部分	専ら利用者の利用に供する部分

- (1) 施設の用途及び店舗面積・施設面積の算定対象については主な例示です。
- (2) 自転車等には50ccバイクを含みます。
- (3) 算定した自転車等駐車場の台数に1台未満の端数が生じたときは、これを切り捨てます。
- (4) 店舗面積・施設面積が5,000㎡を超える施設の場合には、設置しなければならない自転車等駐車場の台数を、5,000㎡を超える部分は2分の1に、10,000㎡を越える部分は4分の1とする軽減措置があり、20,000㎡を越える部分については免除します。
- (5) 新築する施設の2種類以上（混合用途）の場合は、各用途別に表中の自転車等駐車場の規模を基に算定した台数の合計が20台以上である場合に、その合計数が設置義務台数となります。
- (6) 施設を増築する場合は、表中の規模の施設を増築か、増築後の店舗面積・施設面積の規模が表中の規模となる場合に設置義務が生じます。

※ その他、詳細についてはお問い合わせください。



## 設置台数算定例

### (1) 単一用途施設の場合

小売店舗  
600 m<sup>2</sup>

600m<sup>2</sup>>400m<sup>2</sup> 附置義務あり  
小売店舗 600m<sup>2</sup>÷20m<sup>2</sup>=30台  
※30台以上の施設が必要となります。

### (2) 混合用途施設の場合

遊技場 200 m<sup>2</sup>  
小売店舗 300 m<sup>2</sup>

遊技場 200m<sup>2</sup>÷15m<sup>2</sup>=13.333台  
小売店舗 300m<sup>2</sup>÷20m<sup>2</sup>=15台  
13台+15台=28台>20台 附置義務あり  
(1台未満の端数切捨て)  
※28台以上の設置が必要となります。

### (3) 大規模施設の場合

小売店舗  
15,000 m<sup>2</sup>

15,000m<sup>2</sup>>400m<sup>2</sup> 附置義務あり  
5,000m<sup>2</sup>÷20m<sup>2</sup>=250台  
(10,000m<sup>2</sup>-5,000m<sup>2</sup>)÷20m<sup>2</sup>×1/2=125台  
(15,000m<sup>2</sup>-10,000m<sup>2</sup>)÷20m<sup>2</sup>×1/4=62.5台  
250台+125台+62台=437台  
(1台未満の端数切捨て)  
※437台以上の設置が必要となります。

### (4) 増築の場合

小売店舗

既存施設 300 m<sup>2</sup>  
増築 200 m<sup>2</sup>

- 条例の指定区域に定められる前に、既存施設が建築された場合  
300m<sup>2</sup>+200m<sup>2</sup>=500m<sup>2</sup>>400m<sup>2</sup>  
400m<sup>2</sup>以上のため附置義務はあるが、設置台数については、以下のとおりとなります。  
200m<sup>2</sup>÷20m<sup>2</sup>=10台  
※10台以上の設置が必要となります。
- 条例の指定区域に定められた後に、既存施設が建築された場合  
300m<sup>2</sup>+200m<sup>2</sup>=500m<sup>2</sup>>400m<sup>2</sup>  
附置義務あり  
(300+200)÷20m<sup>2</sup>=25台  
※25台以上の設置が必要となります。



# 設置手続きの流れ

施 設 計 画 (新築・増築)



設 置 (変 更) 届 (協 議)  
提 出 先 生 活 安 全 課



建 築 確 認 申 請



建 築 確 認



工 事 着 手



工 事 完 了



完 了 届  
提 出 先 生 活 安 全 課



立入検査等  
報 告 ・ 資 料 提 出  
(必要な場合)

立 入 検 査  
(必要な場合)

★違反の場合

措 置 命 令

改善が見られない場合

公 表

審査には、3週間程度を要しますので、期間に余裕を持って提出してください。

## [提出書類]

- ・ 自転車等駐車場設置(変更)届出書(様式第1号)
- ・ 施設及び自転車等駐車場の付近見取図
- ・ 施設及び自転車等駐車場の配置図
- ・ 施設の各階平面図
- ・ 自転車等駐車場の平面図
- ・ 立体式及び特殊な装置を用いる自転車等駐車場にあっては、その構造図
- ・ 店舗面積等を算定することができる求積図

## [提出書類]

- ・ 自転車等駐車場設置完了届(様式第3号)
- ・ 設置工事が完了したことが分かる写真



・ 自転車等駐車場設置(変更)届出書(様式第1号)を提出していただいた後に施設の面積等に変更が生じた場合は、再度当該届出書を提出していただきます。



## 自転車等駐車場の管理について

この条例により設置された自転車等駐車場の設置者又は管理者は、常に自転車等の整理整頓に努めるとともに、利用者が安全利用できるよう適正に管理されるようお願いいたします。

### ■ ご注意

この条例の適正な運用を図るため、必要に応じて次の措置を行う場合があります。

#### (1) 立入検査

条例の規定に基づいて、報告若しくは資料の提出を求めたり、立入検査を行う場合があります。

#### (2) 措置命令

条例の規定に違反した場合は、違反の是正をするために必要な措置を講じるよう命ずる場合があります。

#### (3) 公表

条例の規定に違反した場合や措置命令に従わなかった場合などは、その事実とともに氏名や名称等が公表されることとなります。

既存の大型店舗や一定規模以下の施設など、この条例により自転車等駐車場の設置の義務が課せられていない施設についても、自転車等の駐車需要を生じさせる施設には、その利用者のために必要な規模の自転車等駐車場を設置していただくようお願いいたします。

また、この条例の指定区域以外の場所に一定規模以上の集客施設を設置する場合や、アパートやマンション等の共同住宅等を設置する場合も同様に自転車等駐車場を設置していただくようお願いいたします。

自転車利用推進課

電話 (096) 328-2259